

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

農林物資の規格化等に関する法律に基づく
有機飼料の日本農林規格の改正について

下記のとおり、有機飼料の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機飼料の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
有機飼料
- 3 趣旨及び目的
有機飼料の日本農林規格について、生産の実情、国際的な規格等を踏まえ、
以下の改正を行う。
(1) 有機飼料の基準に適合する原材料の入手が困難な場合は、農林物資の規格
化等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 62 号）第 37 条に規
定する国において当該国の格付の制度に基づき格付された有機飼料（当該国
の政府機関等により発行された証明書等が添付されているものに限る。）を
使用することができることとする。
(2) 使用許可資材（薬剤）にゼラニウム抽出物及びシトロネラ抽出物を追加
する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
TEL (03) 6744-2098
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
掲載から 60 日後